

# 令和6年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和6年7月4日(木)午後1時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室  
(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員(敬称略)  
公益代表:荒井委員、井田委員、田中委員、松隈委員、本谷委員  
労働者代表:阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員  
使用者代表:大塚委員、高橋委員、藤野委員、宮脇委員、渡辺委員
- 4 事務局  
大分労働局:佐藤局長、本多労働基準部長、竹内賃金室長  
幡手賃金室長補佐
- 5 議題
  - (1)大分地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について
  - (2)大分県最低賃金の改正諮問について
  - (3)大分地方最低賃金審議会の審議日程について
  - (4)大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について  
大分地方最低賃金審議会運営規程について  
大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程について  
大分地方最低賃金審議会公開要綱について  
大分地方最低賃金審議会確認について
  - (5)最低賃金に関する基礎調査について
  - (6)中央最低賃金審議会の開催状況について
  - (7)その他
- 6 議事録

## 賃金室長

それでは、大分地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして誠に有難うございます。

最初に定足数の確認です。

審議会を開催するためには、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、審議会委員の3分の2以上又は、各委員の3分の1以上の出席が必要と規定されています。

本日は、労働者代表委員の山田委員から御欠席との連絡をいただいております。

このため、本審議会には14名が出席されておりますので、審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。

本日は、令和6年度の大分地方最低賃金審議会として、初めての開催となりますので、会長と会長代理が選任されるまで事務局で議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本審議会は公開となります。議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきますのでご了承お願い申し上げます。

それでは、着座で進めさせていただきます。

議題に入ります前に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

資料1の委員名簿をご覧ください。

最低賃金法第23条第2項では、委員の任期は2年間とされています。皆様には、第57期の委員としてご就任いただいております。本年度が第57期2年目ということになります。

本年度、委員の交代がありましたのでご紹介致します。先般、公益委員の河野委員、労働者代表の鹿嶋委員、使用者代表の神委員からそれぞれ辞職のお申し出がありましたので事務局はこれを承認するとともに、欠員となりました委員の任命手続きを行いました。公益代表委員としては本谷るり様を任命させていただきました。労働者代表及び使用者代表委員は推薦公示を経て任命させていただきました。労働者代表委員として二宮研介様、使用者代表委員と

して渡辺登様を大分地方最低賃金審議会委員に任命させていただきました。

それではご紹介致します。公益代表の本谷委員でございます。

#### 本谷委員

皆様こんにちは。大分大学の本谷と申します。大学では組織を専門に研究しております。河野委員の交代に伴いまして今回より加わることになりました。どうぞよろしくお願い致します。

#### 賃金室長

労働者代表の二宮委員でございます。

#### 二宮委員

連合大分副事務局長を仰せつかっております二宮と申します。鹿嶋副事務局長の後任となります。よろしくお願い致します。

#### 賃金室長

使用者代表の渡辺委員でございます。

#### 渡辺委員

大分県中小企業団体中央会の渡辺でございます。今後、使用者代表ということで、よろしくお願い致します。

#### 賃金室長

新任委員の皆様ありがとうございました。

なお、新任委員の任期につきましては、前任者の残任期間の令和7年3月31日までとなっております。

それでは、事務局を務めます大分労働局の職員を紹介させていただきます。

大分労働局長の佐藤でございます。

労働局長

佐藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

賃金室長

続きまして、労働基準部長の本多でございます。

労働基準部長

労働基準部長の本多です。4月に東北の宮城労働局から異動して参りました。どうぞよろしくお願い致します。

賃金室長

続きまして、賃金室長補佐の幡手でございます。

賃金室長補佐

室長補佐の幡手と申します。どうぞよろしくお願い致します。

賃金室長

最後に私、賃金室長の竹内でございます。

審議会が円滑に運営されますように、務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

まず、議題1「会長・会長代理の選出について」でございます。

会長、会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と定められており、また、同条第4項では「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と定められておりますので、公益委員の中からお選出をお願いしたいと思います。

この件につきましては、事前に公益委員の皆様方に協議していただいておりますので、松隈委員からご報告をお願いいたします。

松隈委員

本件については、事前に公益委員で調整を行った結果、井田委員に会長を、荒井委員に会長代理をお願いしたいとの結論となりました。以上です。

賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、松隈委員から会長に井田委員を、会長代理に荒井委員をお願いしたいとの御報告がございましたが、如何でしょうか。

【意見聴取（異議なし）】

賃金室長

ありがとうございます。

それでは、井田委員に会長を、荒井委員に会長代理をお願いいたします。

井田会長に御挨拶をいただきますとともに、今後の議事進行を宜しくお願いいたします。

会 長

皆様こんにちは。会長となりました弁護士の井田と申します。今年度も労使双方の意見を十分お伺いしながら適切な進行に努めたいと思います。ご協力をよろしくお願い致します。

会 長

それでは、私がここからは議長ということで進めて参ります。

それでは、議題2の「大分県最低賃金の改正諮問について」に入ります。

本日、令和6年度の大分県最低賃金の改正に関し、大分労働局長から諮問があると聞いております。

本議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

大分県最低賃金の改正につきましては、例年、大分労働局長から最低賃金法第10条に基づく諮問をさせていただいております。

本年度につきましても、本日、局長から諮問させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

井田会長、佐藤局長におかれましては、恐縮ですが中央にお進みください。

それでは局長から改正諮問文をお渡し願います。

【局長から会長に、諮問文を手交】

会 長

ただ今、大分労働局長から本年度の大分県最低賃金改正についての諮問を受けました。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

賃金室長補佐

【諮問文（写）の読み上げ】

会 長

局長から今年度の大分県最低賃金額改正の審議にあたり、御挨拶があると伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

労働局長

本日はお忙しい中、各委員の皆様方にはご出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。

また、日頃から労働行政の推進に格別のご協力、ご理解をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

加えまして、委員の皆様方におかれましては、昨年度もこの審議会で丁寧かつ慎重なご審議をいただきまして、大分県の最低賃金が、今、8

99円ということで、昨年10月6日に改正発効することができました。こちらのことに关しましても改めて感謝を申し上げておきたいと思ひます。

本年度におきましても、県内における一般労働者の賃金、また生活費の状況、もしくは企業経営の状況並びに雇用情勢の推移など総合的に勘案致しまして改正決定の必要があると私どもの方で判断した次第でございます。ただ今、令和6年度の大分県最低賃金の改正について調査審議の諮問をさせていただいたところでございます。

先月、6月25日ですけれども、武見厚生労働大臣の方から中央最低賃金審議会におきまして令和6年度の地域別の最低賃金の改正の目安額について諮問が行われたところでございます。

大分地方最低賃金審議会の審議会委員の皆様におかれましては、今後、中央最低賃金審議会の目安が示されることとなりますけれども、そちらの方を参考にしつつ、県内における経済、雇用の実態や賃金の動向、労働者の生活費、事業者の賃金支払い能力等を考慮いただきながら今年の大分県最低賃金の改正について調査審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。調査審議が終結し、答申をいただくまで委員の皆様方には大変お手数ご苦勞をおかけすることとなるかと思ひます。事務局と致しましては審議会の円滑な運営に努めて参りますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、カメラ撮影はここまでということになりますので報道関係者の方は撮影を終了していただきたいと思ひます。

次に、議題3「大分地方最低賃金審議会の審議日程について」に入ります。

事務局の方から説明をお願いします。

## 賃金室長

令和6年度の審議会の運営に関しまして、審議日程について説明いたします。

審議会については、関係法令のほか後ほどご説明します各運営規程に基づいて運営するものでございます。

令和6年度の審議日程ですが、例年どおり、中央最低賃金審議会の目安提示を受け、当審議会において調査審議を行い、答申をいただくというスケジュールを進めていく予定としております。

資料 2、3ページをご覧ください。

この日程表の見方ですが、本審、運営小委員会、地域最賃専門部会、特定最賃専門部会と会議の種類に分けて日程を記載しております。

それぞれの会議にご出席いただく専門部会及び運営小委員会の委員の選任についてご説明いたします。

専門部会委員も運営小委員会委員も、公労使各3名ずつの構成でございます。

専門部会委員の労使代表委員については推薦公示を行って事務局にて任命させていただきます。

運営小委員会の労使代表委員については、7月31日の特定最賃諮問の際に確認させていただくこととなります。

資料を1枚めくっていただきますと2ページにわたり、地域最賃及び特定最賃の改正決定までの流れを記載したものを添付しております。

また、資料 3、7ページは審議日程を時系列にしたものでございます。

それでは資料 2、3により、今後の予定を説明させていただきます。

まず7月26日(金)に第1回目の専門部会を開催し部会長選任等を行います。

7月の下旬以降に中央最低賃金審議会の目安が示される予定ですので、目安の伝達を7月31日(水)の本審で行います。

目安伝達を受けまして、7月31日(水)の本審終了後に第1回目、8月2日(金)に第2回目、8月5日(月)に第3回目と数回にわたり地域最賃専門部会で金額審議を行っていただく予定としています。また、審議の状況により、8月6日(火)、7日(水)、8日(木)、9日(金)答申となった場合の法定の発効日をお示ししております。

後ほどの資料4のところでご説明いたしますが、今年度は暦の関係で自動的に10月1日発効になる答申日がございません。例えば8月5日(月)に結審すると、法定発効日は9月29日となります。10月1日発効とする場合は発効日を指定する手続きとなります。

開催日程の全ては現時点では確定できませんのでご迷惑をおかけしますが、予定が流動することも含めて可能な限りお時間の確保をお願いいたします。

また、地域別最賃の改正答申について異議の申し出があれば、異議審議を開催いたします。

異議審議の開催日につきましては、答申日以後、15日の公示期間を経た翌日となっておりますので、8月5日答申の場合8月21日(水)、8月6日答申の場合は8月22日(木)、8月7日答申の場合は8月23日(金)、8月8日答申の場合は8月26日(月)、8月9日答申の場合は8月27日(火)となります。

資料 3、7ページは審議会の各会議を日付順に記載したのですが、特に、青とグレーで、先程説明しました、地域最賃の答申日と効力発効日、異議審議の開催日がわかるように記載しております。

続きまして、特定最賃についての審議予定でございます。特定最賃につきましては、7月31日(水)の本審で、特定最賃の改正の必要性の有無について労働局長から審議会に諮問を行わせていただきます。

諮問によりまして、8月20日(木)の運営小委員会において特定最賃改正の必要性の有無の審議をしていただきます。その後、8月21日から27日の間で予定しております本審で、地域別最賃の異議の申し出にかかる審議に加えて運営小委員会の検討結果についてご報告いただき、審議会から特定最賃改正の必要性の有無について答申をいただきます。

そして、同日、労働局長から審議会に特定最賃の金額改正について諮問を行います。

諮問ののち、9月25日(水)に各特定最賃専門部会全委員にご参集いただき合同部会を開催し、部会長等の選出を行うとともに、その後の金額審議の日程調整を行います。

その後、9月27日から10月25日までの約1か月間に、各特定最賃専門部会におきまして、2回を目途に順次金額審議を行っていただきます。その後、10月25日(水)の本審で各特定最賃専門部会について検討結果の報告をいただき、審議会からその後特定最賃の改正についての答申をいただくという日程です。

最後に、令和7年3月5日(水)に、特定最賃意向表明と令和7年度の審議日程の審議を予定しています。

資料 4、9ページをご覧ください。

資料4は地域別最賃、資料5は特定最賃の答申から発効までの効力発生一覧を示したものです。

答申から、各種の手続きを経て最短での発効日(法定発効)を記載しております。このため、法定発効以後の日であれば審議会で発効日を決める指定発効を特定することも可能となります。

表の見方ですが、資料4、9ページの左端の答申の上から5行目をご覧ください。8月5日の答申となっておりますが、その列を右側にたどっていただきますと、官報公示等各種手続きの後、9月29日が法定発効日となります。その下の行は10月2日発効となっており、今年は暦の関係で自動的に10月1日発効になる答申日がございません。10月1日発効を目指す場合は、8月5日以前に答申していただき指定日発効とする必要がございます。

資料5、11ページをご覧ください。特定最賃は大分では平成13年度より12月25日を指定発効日とし、統一発効を行っております。

表を同様に見ていただきますと、12月25日発効を目指す場合は、10月25日以前に答申をしていただく必要がございます。

特定最賃についても審議会の日程が金額審議の状況によって変わりますので、委員の皆様には日程確保で大変ご負担をおかけしますが、よ

ろしくお願いいたします。

なお、審議会の年間予定のうち、地域最賃の審議にかかる実地視察につきましては、昨年度、今後は必要に応じて実施するとの結論に至りました。本年度の実地視察につきましては、公益委員、労使代表委員等に必要性についてお伺いしましたが、その必要性はないとのご意見でした。

このため、本年度、実地視察は予定はしておりません。

地域最賃の審議にかかる参考人意見聴取につきましても、令和4年度までは、労使代表委員からご意見をお聞きしつつも、事務局において労使各1ないし2の関係労使の団体を選定し、参考人として専門部会に招集し意見聴取を行ってきたところでございます。

しかしながら、最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会は、改正等について調査審議を行う場合において、意見聴取の公示手続きにより、関係労働者又は関係使用者の意見を聴くものとする」とされており、また、同条第6項では「最低賃金審議会は、前項（第5項）の規定によるほか、審議に際し必要と認められる場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする」とされております。

そのため、昨年度のご審議により、この規定に沿っての運用することとし、また審議会の透明性と広く意見を求める観点から、関係労働者又は関係使用者から意見が提出された場合で、当該提出者から専門部会において意見を述べたい意向が示された場合には、参考人として意見聴取を行うこととしております。

本日の諮問により、速やかに意見聴取に関する公示手続きを行ったのち、意見書を提出した者のうちから参考人として会議に出席し意見を述べたい意向がありました場合は、出席の諾否について公益委員等にお諮りし意見聴取を実施する予定としております。

以上でございます。

会 長

これまでの日程調整等の説明について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

【意見等なし】

ありがとうございました。

分かりました。それでは、事務局案のと通りの審議日程ということにさせていただきます。

続きまして、議題4「大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

それでは続きまして、審議会の各種運営規程等の説明をさせていただきます。

資料6-1、15ページからをご覧ください。

審議会の運営に関する各規程でございます。これらの規程につきましては、本審議会及び専門部会において協議の上、ご確認いただくこととなります。

資料6-1、15ページから「大分地方最低賃金審議会運営規程」

資料6-2、19ページから「大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程」

資料6-3、23ページから「大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程」

は、今般の変更はございませんが、改めて概略をご説明させていただきます。

まず、資料6-1、15ページからの「大分地方最低賃金審議会運営規程」についてでございます。

- 第1条 規程の目的
- 第2条 会議の招集
- 第3条 小委員会等の設置について
- 第4条 委員の欠席について
- 第5条 会議における発言

第 6 条 会議の公開について

第 7 条 議事録、議事要旨について

第 8 条 意見、建議の提出について

といった構成になっております。細かい規程はご一読いただければと存じますが、委員の皆様に関わる主なところをご説明いたしますと、第 4 条でテレビ会議システムにて出席される場合の規定がございます。テレビ会議システムの部分についてはコロナ禍の間に規定されたものですが、実際にテレビ会議システムをご利用される場合は、準備のためおおよそ 3 日程度前に事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

第 6 条では会議の原則公開、第 7 条で議事録、議事要旨の公開について規定しております。

資料 6-2「大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程」、資料 6-3「大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程」についてもほぼ同様の規定があり、昨年度から変更はございませんが、資料 6-2 の運営小委員会規程の第 2 条により、公労使各 3 名の委員で組織することが規定されております。

資料 6-3「大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程」の第 3 条においては、先ほど日程のところでご説明しました実地視察と参考人意見聴取について定めております。

以上でございます。

会 長

ただ今説明のありました資料 6-1 から資料 6-3 につきまして何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

【意見等なし】

それでは、本審議会、運営小委員会、専門部会は、引き続きこれらの運営規程に基づいて運営することとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、本審議会、運営小委員会及び専門部会は、これらの運営規程に基づき運営することとします。

事務局は、続きの説明をお願いします。

賃金室長

事務局からは、資料6-4、27ページの「大分地方最低賃金審議会公開要綱」の改正を提案させていただきます。

会議の公開につきましては、本審と専門部会の運営規定の第6条、運営小員会規程第9条に、会議公開の原則と一定の場合は、会長、部会長が非公開とすることができる旨規定がされております。

そのため、審議会が公開に関する管理を行えるよう公開要綱を定めているものです。

具体的には、

第1条で本審、専門部会、運営小委員会で適用があること。

第2条で公開、非公開の決定は各会議にて行われること。

第3条で、公開の公示方法について

第4条、5条で傍聴に当たっての具体的な手続き。

第6条で遵守事項の作成。

第7条で撮影等の制限

を定めております。

このうち、第3条について、昨年度までは資料6-4のとおり「大分労働局掲示板又は大分労働局ホームページにて公示する」としておりましたが、この部分を改正する案でございます。最低賃金法施行規則の改正資料を資料10としております。通し番号57ページをご覧ください。公示方法の変更について、この「改正後」記載のとおり、最低賃金法施行規則第7条改正により、最低賃金法の規

定による公示は「労働局のウェブサイトに掲載することにより行う」、「ただしウェブサイト掲載が困難である場合には、労働局の掲示場に掲示することにより行う」ということとなりました。

また、法律上の公示まで要していないものについても、公示にかかる取扱いを統一する観点から、その他の公示と同様の方法により行うこととし、資料6-4-2、31ページのとおり、第3条を「大分労働局ホームページに掲載することにより公示する。ただし、大分労働局ホームページに掲載することが困難である場合には、大分労働局掲示板に掲示することにより公示する」との改定案と致しました。

以上でございます。

会 長

資料6-4の第3条の改正の説明について御意見、御質問はございませんでしょうか。

【意見等なし】

それでは、資料6-4-2の公開要綱に基づき議事運営することとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、ただいま承認をいただきましたので、事務局は、日付が入った確定版を配布していただければと思います。

それでは、この公開要綱に基づき運営することと致します。  
事務局から続けての説明がございましたらよろしく申し上げます。

賃金室長

それでは、今年度の会議の公開について確認をさせていただきたいと思います。

会議は原則として公開、ただし公開することにより個人情報保護に支障を及ぼす場合、個人、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開とすることができるということを基本に運営してきました。

昨年度は、会議の公開のため、事務局はすべての会議の開催に先立ち傍聴のための公示を実施いたしました。

会議の中での公開・非公開の区別としては、公労使3者協議の部分は公開し、公労または公使など2者協議の部分は非公開とする取り扱いとなりました。

事務局としては昨年度の取り扱いで特段の支障はなかったと考えておりますので、今年度も昨年度と同様の取り扱いでよろしいでしょうか。お伺い致します。

会 長

各会議の公開について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

【意見等なし】

それでは、昨年度同様の取り扱いとして、皆様よろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、ただいまご承認をいただきましたので、今年度の各会議の公開の取り扱いについても昨年度と同様の取り扱いと致します。

続けての説明がありましたら事務局からお願いします。

賃金室長

続きまして、資料 6-5、35 ページ「大分地方最低賃金審議会確認(案)」の説明をさせていただきます。

この内容につきましては毎年、地方最低賃金審議会の設置により、改めて委員の皆様を確認させていただくもので、内容の変更はございません。

確認事項 1 につきましては、専門部会が全会一致で決議した場合にのみ、それを審議会の決議とみなすという取扱いの確認です。

最低賃金決定要覧の 149 ページをご覧ください。根拠となる最低賃金審議会令の条文がございます。

最低賃金審議会令第 6 条第 5 項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。」と規定されております。本来は、専門部会での決議状況の報告を受けた本審にて改めて決議を行うのが基本ですが、大分最低賃金審議会では、この審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会で全会一致した場合に限りこの条文を適用することとしています。

確認事項 2 につきましては、審議会の議決は審議会令第 5 条第 3 項(過半数により決す)によりますが、全会一致に向けて努力することについての確認です。

確認事項 3 については、審議は原則として午後 5 時までとするという取扱いの確認です。

確認事項 4 については、「平成 14 年 12 月 6 日付け中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」についての確認であり、特定最低賃金の必要性の有無の審議は運営小委員会の場で行うこと、審議に際しては、関係労使がイニシアティブを発揮し、全会一致の議決に至るよう努力することなどを含めての確認です。

例年、意向表明の後、改正申し出のあった特定最低賃金の改正の必要性の有無については、運営小委員会でご検討いただいているところです。

確認事項 5 については、本年度の特定最低賃金の発効日については、平成 13 年から 12 月 25 日を目途にすることについての確認です。

これまでの、現行6つの特定最低賃金の発効日を統一するという考え方に立つもので、発効日を12月25日とすることの確認です。

以上でございます。

会 長

それでは、資料6-5「大分地方最低賃金審議会確認」の説明につきまして御意見、御質問はございませんでしょうか。

【意見等なし】

それでは、この審議会確認に基づき議事運営することとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、ただいまご承認をいただきましたので、事務局は、日付が入った確定版を配布していただければと思います。

それでは、次に、議題5の「最低賃金に関する基礎調査について」に入ります。

事務局から、本議題について説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料7、37ページを御覧ください。

最低賃金に関する基礎調査は、大分地方最低賃金審議会における、地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正等の審議に資するため、賃金実態を把握することを目的として、毎年実施しております。

調査対象は、大分県内の民営事業所で製造業と情報通信業のうち新聞業及び出版業は労働者数が100人未満、卸売・小売業、学術研究・専門

技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉業、その他サービス業は労働者数が 30 人未満となります。

なお、特定最低賃金の審議に必要な場合は、100 人以上を雇用している事業所も調査の対象となります。

調査の項目は、令和 6 年 6 月 1 日現在の労働者の性別、就業形態、年齢、勤続年数、職種、賃金形態、基本給額、手当、月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数等です。

調査は 7 月末までに終了予定で、地域別最低賃金及び特定最低賃金の審議に必要な産業ごとに、1 時間当たりの賃金額に算定しなおし、金額別労働者数の分布表を作成することとしています。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何かご質問はありますでしょうか。

【意見等なし】

会 長

それでは、次に、議題 6 の「中央最低賃金審議会の開催状況について」に入ります。

事務局は、本議題について説明をお願いします。

賃金室長

それでは、本年 6 月 25 日に開催されました中央最低賃金審議会及び第 1 回目目安小委員会について説明をさせていただきます。

中央最低賃金審議会においては、武見厚生労働大臣から地域別最低賃金目安額にかかる諮問が行われ、続いて目安に関する小委員会が開催されました。

資料 8、39 ページをご覧ください。

先ほど局長から諮問致しました諮問文の中に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」と「経済財政運営と改革の基

本方針 2024」とありましたが、まず「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」を資料 8 とし、次に「経済財政運営と改革の基本方針 2024」を資料 9、51 ページからとして添付しております。

以上でございます。

会 長

ただ今の中央最低賃金審議会に関する説明について何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

【意見等なし】

会 長

それでは最後に、議題 7 「その他」に入ります。

ほかに予定された議事は特にございません。各委員から質問やご意見など、何かございましたらお願いしたいと思います。

【発言がないことを確認】

皆様、特にご発言がないようですので、最後に事務局から何かございましたらよろしく申し上げます。

賃金室長

それでは、添付資料 11 以降についてご説明させていただきます。

資料 11 59 ページは、令和 6 年度の最低賃金に係る厚生労働大臣あて要請が 4 月 16 日に連合より、資料 11 61 ページは 4 月 18 日に中小企業団体 4 団体より、それぞれ要請がなされたものでございます。

続きまして、資料 12、65 ページからは、各財務局等が管内の企業等にヒアリングにより地域企業における賃上げ等の動向について調査を行った結果を取りまとめたものでございます。

続きまして、資料 13、89 ページは、5 月末に公表されました経団連の今年度の事業方針を経団連ホームページから引用したものでございます。

続きまして、資料 14、95 ページは、6 月 5 日に公表されました連合の今年度の春闘回答集計結果でございます。

続きまして、資料 15、113 ページは、6 月 5 日に公表されました日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査結果でございます。

また、資料ナンバーは付しておりませんが、2 つ資料を別配布しております。1 つは昨日発表の連合の春闘最終集計結果でございます。もう 1 つは今年度の大分県最低賃金の改正等に関する意見書が市町村議会から提出されたものを参考として配布しております。

ほか、本日、労使委員にお配りしております「最低賃金決定要覧」については、今年度の審議会の参考にさせていただければと思えます。

以上が資料のご説明でございます。

今後の審議日程ですが、第 1 回目の専門部会を 7 月 26 日（金）午後 1 時 30 分から開催します。

第 2 回目の本審につきましては、7 月 31 日（水）午後 1 時 30 分から開催する予定となっております。

ご案内のご連絡は、別途行わせていただきますが、日程の確保をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。

本日の議事録確認委員は、労働者代表委員は藤本委員、使用者代表委員は藤野委員によりしくお願い致します。皆様大変お疲れ様でした。